

平成 1 9 年

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第 1 回 定 例 会 資 料

平成19年8月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

平成 1 9 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第 1 回定例会開催に係る配布資料一覧

配 布 資 料		頁
1	議事日程表	3
2	議会議員名簿	4
3	議席表	5
4	議員提出議案書（神奈川県後期高齢者医療広域連合 議会委員会条例の制定について）	7
5	議案書	1 5
	（ 1 ） 神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画の 作成について	1 6
	（ 2 ） 平成 18 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について	2 0
6	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に ついて	5 9
7	平成 18 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計 繰越明許費繰越計算書の報告について	6 2

平成19年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会

議 事 日 程 表

日程	議 案	番号	件 名
1			広域連合長あいさつ
2			仮議席の指定
3	選挙	4	議長の選挙
4			議席の指定
5			会議録署名議員の指名
6			会期の決定
7			一般質問
8	議員提出議案	3	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の 制定について
9			神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会 委員の選任について
10	議案	17	神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成に ついて
11	認定	1	平成 18 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算認定について
12	同意	3	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に ついて
13	報告	1	平成 18 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

平成19年8月6日現在

氏名	市町村名	氏名	市町村名
さとう しげる 佐藤 茂	横浜市	やました かおる 山下 薫	横須賀市
はたの しずお 畑野 鎮雄	横浜市	いながきみのる 稲垣 稔	相模原市
まつもと けん 松本 研	横浜市	よしおか かずえ 吉岡 和江	鎌倉市
たかなし あきよし 高梨 晃嘉	横浜市	つかもと まさき 塚本 昌紀	藤沢市
なかじま けんご 中島 憲五	横浜市	やまはら えいかず 山原 栄一	平塚市
おおたき まさお 大滝 正雄	横浜市	おおの しんいち 大野 眞一	小田原市
うちだ しげお 内田 重雄	横浜市	区分7より選出中	
おおしま あきら 大島 明	川崎市	あおき かつよし 青木 克喜	大和市
たての ちあき 立野 千秋	川崎市	あおき しげる 青木 茂	真鶴町
しむら まさる 志村 勝	川崎市	はやし しげる 林 茂	愛川町

議 席 表

総務・議会
担当課長

齋藤

14番 13番 12番 11番 1番 2番 3番 4番
高梨 松本 畑野 佐藤 議長 大島 立野 志村 稲垣



15番
中島
16番
大滝
17番
内田
18番
山下
19番
吉岡
20番
塚本



5番
山原
6番
大野
7番
区分7より選出中
8番
青木(克)
9番
青木(茂)
10番
林



高齢者 高齢者
電算担 医療担 医療担 広域 副広域 事務 事務 会計担
当課長 当課長 当課長 連合長 連合長 局長 局次長 当課長
田口 榎本 高田 石渡 島村 大森 相川 諏佐



事務局職員

議員提出議案書

議案番号	件名
議員提出議案第3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 委員会条例の制定について

平成19年8月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

議員提出議案第 3 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 8 月 27 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合	議員	佐	藤	茂	
	議員	畑	野	鎮	雄
	議員	松	本	研	
	議員	高	梨	晃	嘉
	議員	中	島	憲	五
	議員	大	滝	正	雄
	議員	内	田	重	雄
	議員	大	島	明	
	議員	立	野	千	秋
	議員	志	村	勝	
	議員	山	下	薫	
	議員	稲	垣	稔	
	議員	吉	岡	和	江
	議員	塚	本	昌	紀
	議員	山	原	栄	一
	議員	大	野	眞	一
	議員	○	○	○	○
	議員	青	木	克	喜
	議員	青	木	茂	

議員 林 茂

(提案理由)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１０９条の２第１項及び第１１１条の規定により、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定したいので、この案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第109条の2第1項及び第111条の規定に基づき、委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議会に議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定数)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、8人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、議員の任期による。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の選任)

第5条 委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員がその職務を代理する。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員がその職務を代理する。

(委員長及び副委員長の辞任)

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第11条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第12条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、広域連合長、選挙管理委員会の委員長、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員及びその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第19条 委員会において地方自治法、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第20条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 2 1 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 2 2 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 2 3 条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 2 4 条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 2 5 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 2 6 条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第27条 委員長は、職員をして議事の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 秘密会とした議事の記録は、公表しない。

3 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 書

議案番号	件 名	頁
議案第 17 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 の作成について	16
認定第 1 号	平成 18 年度神奈川県後期高齢者医療広域 連合一般会計歳入歳出決算認定について	20

平成19年8月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

議案第 17 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について

神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画を作成するにあたり、議会の議決を求める。

平成 19 年 8 月 27 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 1 項の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画を作成したいので、この案を提出する。

1. 神奈川県後期高齢者医療事務の基本方針

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」をはじめとする関係法令の趣旨に則り、後期高齢者医療及び制度の効率的、安定的な処理運営を図るため、互いに協調・協力し合うとともに、県内市町村民のニーズが反映されるよう努力することをもって基本方針とします。

2. 後期高齢者医療制度の沿革・概要

急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続けています。医療費についても今後も増大が見込まれる中で、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、抜本的な医療制度の見直しが行われることとなりました。

平成 18 年 6 月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、全ての 75 歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度を平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施することとされました。

新たな医療制度は、世代間・保険者間の保険料負担の公平化及び制度運営に対する責任主体の明確化を図り、現役世代の負担が過重なものとならないよう、増大する高齢者の医療費の適正化を図るもので、従前の制度で、国民健康保険に加入している方や被用者保険の被扶養者になっている方もこの制度に加入することとなりました。

後期高齢者の医療費については、医療機関等窓口での患者負担を除き、国、県及び市町村が負担する公費と現役世代からの支援金のほか、後期高齢者からの保険料も含め社会全体で支えあい運営される制度となります。

後期高齢者医療制度は、財政運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収は市町村が行います。なお、低所得者や被用者保険の被扶養者に対しては保険料の軽減措置をします。

また、広域連合の財政リスク軽減については、国、県が共同して責任を果たす仕組みとし、高額な医療費に対する支援や保険料未納等に対する財政安定化基金を設けます。

3. 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入している特別地方公共団体です。広域連合の運営に携わる職員は、基本的に県内市町村職員から派遣され、事務処理を行います。また、広域連合の事務処理に必要なとなる予算についても県内市町村の負担によって賄われます。

4. 後期高齢者医療制度における広域連合及び市町村業務

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付等に関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付に関する事務を行います。

主な業務内容は、別表のとおりです。

5. 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、平成19年度から平成23年度までの5か年とするほか、その後、5か年を単位として見直しを行います。ただし、神奈川県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

別表

広域連合の事務	市町村の事務
被保険者の資格管理に関する事務	保険料の徴収に関する事務
・ 75 歳以上の者の資格管理 ・ 65～74 歳の者の被保険者認定 ・ 被保険者証の交付、回収 ・ 短期証等の発行	・ 保険料の徴収 ・ 保険料等の納付
保険給付に関する事務	被保険者証の交付の申請等に関する事務
・ 現物給付等の審査、支払 ・ 償還払い等の審査、支払 ・ 葬祭費等の支給	・ 被保険者証の交付の申請受付 ・ 被保険者証の引渡し ・ 短期証等の引渡し
保険料の賦課に関する事務	被保険者の便益の増進に寄与するもの
・ 保険料率の決定 ・ 保険料の賦課 ・ 保険料の減免及び徴収の猶予	・ 療養費、高額療養費及び移送費等の支給に係る申請の受付等 ・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等 ・ 更新時の被保険者証等の引渡し ・ 特定疾病の認定等に係る証明書の引渡し ・ 被保険者証等の返還の受付
保健事業に関する事務	
その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
・ 特別会計の予算の執行管理 ・ 都道府県知事への報告	

認定第 1 号

平成 1 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳
入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
平成 1 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を
別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 1 9 年 8 月 2 7 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

平成 1 8 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算書
及び附属書類

平成18年度一般会計

区 分	予 算 現 額	収 入 済 額
一 般 会 計	174,679,000	174,685,369
合 計	174,679,000	174,685,369

歳入歳出決算総括表

(単位：円)

支 出 済 額	差 引 残 額	翌 年 度 繰 越 財 源	翌 年 度 繰 越 額
111,055,702	63,629,667	58,849,201	4,780,466
111,055,702	63,629,667	58,849,201	4,780,466

平成 1 8 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算書

平成18年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 分担金及び負担金		170,941,000	170,940,928
	1. 負担金	170,941,000	170,940,928
2. 諸収入		3,738,000	3,744,441
	1. 預金利子	1,000	7,085
	2. 雑入	3,737,000	3,737,356
歳 入 合 計		174,679,000	174,685,369

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		1,977,000
	1. 議会費	1,977,000
2. 総務費		171,702,000
	1. 総務管理費	171,682,000
	2. 選挙費	10,000
	3. 監査委員費	10,000
3. 予備費		1,000,000
	1. 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		174,679,000

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
170,940,928	0	0	△ 72
170,940,928	0	0	△ 72
3,744,441	0	0	6,441
7,085	0	0	6,085
3,737,356	0	0	356
174,685,369	0	0	6,369

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
868,054	0	1,108,946	1,108,946
868,054	0	1,108,946	1,108,946
110,187,648	58,849,201	2,665,151	61,514,352
110,186,888	58,849,201	2,645,911	61,495,112
380	0	9,620	9,620
380	0	9,620	9,620
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
111,055,702	58,849,201	4,774,097	63,623,298

歳入歳出差引残額

63,629,667 円

平成 1 8 年度

一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算
事 項 別 明 細 書

入 歳

歳入

款	項	目	予 算 現 額			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計
1 分担金及び負担金			170,941,000	0	0	170,941,000
	1 負担金		170,941,000	0	0	170,941,000
		1 事務費負担金	170,941,000	0	0	170,941,000

(単位:円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
		170,940,928	170,940,928	0	0	
		170,940,928	170,940,928	0	0	
		170,940,928	170,940,928	0	0	
1 事務費負担金	170,941,000	170,940,928	170,940,928	0	0	○事務費負担金 170,940,928 横浜市負担金 63,397,434 川崎市負担金 21,852,487 横須賀市負担金 9,215,384 平塚市負担金 5,174,417 鎌倉市負担金 4,504,035 藤沢市負担金 7,546,816 小田原市負担金 4,451,913 茅ヶ崎市負担金 4,611,038 逗子市負担金 1,877,801 相模原市負担金 10,907,889 三浦市負担金 1,605,419 秦野市負担金 3,278,932 厚木市負担金 3,877,068 大和市負担金 4,034,515 伊勢原市負担金 2,118,672 海老名市負担金 2,382,542 座間市負担金 2,453,728 南足柄市負担金 1,349,655 綾瀬市負担金 1,751,550 葉山町負担金 1,217,954 寒川町負担金 1,245,780 大磯町負担金 1,204,187 二宮町負担金 1,123,238 中井町負担金 678,668 大井町負担金 787,306 松田町負担金 758,618 山北町負担金 803,659

款	項	目	予 算		現 額	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	計
2 諸収入			3,738,000	0	0	3,738,000
	1 預金利子		1,000	0	0	1,000
		1 預金利子	1,000	0	0	1,000
	2 雑入		3,737,000	0	0	3,737,000
		1 雑入	3,737,000	0	0	3,737,000
歳 入 合 計			174,679,000	0	0	174,679,000

(単位:円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
区 分	金 額					
						開成町負担金 746,268 箱根町負担金 804,243 真鶴町負担金 709,973 湯河原町負担金 1,140,791 愛川町負担金 1,190,308 清川村負担金 553,619 城山町負担金 874,045 藤野町負担金 710,976
		3,744,441	3,744,441	0	0	
		7,085	7,085	0	0	
		7,085	7,085	0	0	
1 預金利子	1,000	7,085	7,085	0	0	○預金利子 7,085 預金利子 7,085
		3,737,356	3,737,356	0	0	
		3,737,356	3,737,356	0	0	
1 雑入	3,737,000	3,737,356	3,737,356	0	0	○雑入 3,737,356 神奈川県後期高齢者医療広域 連合設立準備委員会精算金 3,737,356
		174,685,369	174,685,369	0	0	

歲 出

歳出

款	項	目	予 算 現 額				
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計
1 議会費			1,977,000	0	0	0	1,977,000
	1 議会費		1,977,000	0	0	0	1,977,000
		1 議会費	1,977,000	0	0	0	1,977,000
2 総務費			171,702,000	0	0	0	171,702,000
	1 総務管理費		171,682,000	0	0	0	171,682,000
		1 一般管理費	171,682,000	0	0	0	171,682,000

(単位:円)

		支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
節			継続費	繰越	事故		
区分	金額		繰越	繰越	明許費繰越		
		868,054	0	0	0	1,108,946	
		868,054	0	0	0	1,108,946	
		868,054	0	0	0	1,108,946	
1 報酬	315,000	208,000	0	0	0	107,000	○議会運営費 <

款	項	目	予 算 現 額				
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計
	2 選挙費		10,000	0	0	0	10,000
		1 選挙管理委 員会費	10,000	0	0	0	10,000
	3 監査委員費		10,000	0	0	0	10,000
		1 監査委員費	10,000	0	0	0	10,000
3 予備費			1,000,000	0	0	0	1,000,000
	1 予備費		1,000,000	0	0	0	1,000,000
		1 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
歳 出 合 計			174,679,000	0	0	0	174,679,000

(単位:円)

		支出済額	翌年度繰越額				不用額	備考
節			継続繰越	費次繰越	繰越明許費	繰越事故繰越		
区分	金額							
12 役務費	2,630,000	293,145	0	1,542,000	0	794,855		
13 委託料	82,172,150	24,718,625	0	57,307,201	0	146,324		
14 使用料及び賃借料	6,398,000	6,136,609	0	0	0	261,391		
15 工事請負費	100,000	0	0	0	0	100,000		
19 負担金、補助及び交付金	76,901,000	76,901,000	0	0	0	0		
		380	0	0	0	9,620	○選挙管理運営費	380
		380	0	0	0	9,620		
9 旅費	380	380	0	0	0	0		
11 需用費	9,620	0	0	0	0	9,620		
		380	0	0	0	9,620	○監査委員費	380
		380	0	0	0	9,620		
9 旅費	380	380	0	0	0	0		
11 需用費	9,620	0	0	0	0	9,620		
		0	0	0	0	1,000,000	○予備費	
		0	0	0	0	1,000,000		
		0	0	0	0	1,000,000		
29 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000		
		111,055,702	0	58,849,201	0	4,774,097		

平成 1 8 年度

一 般 会 計

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		174,685
2. 歳 出 総 額		111,056
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		63,629
4. 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	0
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	58,849
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
	計	58,849
5. 実 質 収 支 額		4,780
6. 実 質 収 支 額 の う ち 地 方 自 治 法 第 2 3 3 条 の 2 の 規 定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

平成 1 8 年度

財 産 に 関 す る 調 書

財 産 に 関 す る 調 書

(1) 公有財産

該当なし

(2) 物品

該当なし

(3) 債権

該当なし

(4) 基金

該当なし

平成18年度主要施策の成果説明書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項の規定により、決算を議会の認定に付するに当たり、平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を提出する。

平成19年8月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

平成 1 8 年度

主 要 施 策 の 成 果 説 明 書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

総 括

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、平成19年1月11日に神奈川県の許可を受け設立されました。

平成18年度の一般会計歳入歳出予算額を1億7,467万9千円と定め、平成20年4月の後期高齢者医療制度実施に向けての準備をスタートさせました。

平成18年度の歳入決算額は1億7,468万5,369円に対し、歳出決算額は1億1,105万5,702円となり、歳入歳出差引額は、6,362万9,667円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が5,884万9,201円ありますので、実質収支額は478万466円となります。

広域連合運営の主な財源は、構成市町村からの負担金で賄われており、この負担金が歳入全体の97.9%を占め、次いで諸収入が2.1%となっています。

歳出の状況を目的別に見ますと、広域連合運営管理費、広域連合事業費負担金(市町村からの派遣職員人件費相当分負担金)、電算システム関係費などの総務費が歳出全体の99.2%を占め、次いで議会費が0.8%となっています。性質別では、補助費等(市町村からの派遣職員人件費相当分負担金)が69.3%、次いで物件費が30.5%、人件費(議員報酬・特別職報酬)が0.2%となっています。

<<歳出の予算別執行内容の主なもの>>

1款 議会費

神奈川県後期高齢者医療広域連合における初めての議会「平成19年第1回臨時議会」を開催しました。

この議会における主な審議事項としては、広域連合の根幹に係わる条例・規則の制定等で議決案件は33件となりました。また、この審議内容を記録・公表するため、会議録を作成しました。

2款 総務費

広域連合の事務処理を行うため、横浜市神奈川区に事務所を借上げました。これに伴い、OA機器の借上げをし、事務処理の円滑化を図りました。

また、広域連合の構成団体である市町村が、その運営に参画する仕組みとして、広域連合規約第18条に基づき、運営協議会を設置をしました。

この運営協議会では、広域連合の運営上の重要事項について、執行機関たる連合長等と連携・調整を図りました。

広域連合事業費負担金は、広域連合が構成団体である市町村からの派遣職員で運営されているため、派遣職員人件費相当分を派遣元市町村へ負担金として支払いました。

電算システム関係費については、職員ポータルシステムを活用した内部情報処理システム(文書管理、財務会計、電子決裁)を導入し、広域連合事務所内の事務処理の効率化を図りました。

科 目		事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目						
1 議会費			1,977,000	868,054	0	1,108,946
	1 議会費		1,977,000	868,054	0	1,108,946
	1 議会費	議会運営費	1,977,000	868,054	0	1,108,946
2 総務費			171,702,000	110,187,648	58,849,201	2,665,151
	1 総務管理費		171,682,000	110,186,888	58,849,201	2,645,911
	1 一般管理費	広域連合運営管理費	12,733,000	10,443,039	0	2,289,961
		広域連合事業費負担金	76,901,000	76,901,000	0	0

事 務 事 業 実 績 効 果 等 の 説 明

◎議会開催状況

会議の区分	平成19年第1回臨時議会
会 期	1日
期 日	3月23日
場 所	横浜市西区

◎議決案件

連 合 長 提 案	条 例	13 件
	予 算	1 件
	専決処分の承認	13 件
	人事 同 意	2 件
	そ の 他	2 件
	計	31 件
議 員 提 案	規 則	1 件
	そ の 他	1 件
	計	2 件
計		33 件

◎会議開催状況

会議の区分	第1回運営協議会
会 期	1日
期 日	3月9日
場 所	横浜市西区

◎運営経費の状況

事務所等借上料	広域連合の事務室（514.97㎡）借上げ 及び事務所維持管理費
OA機器等賃借料	広域連合の事務処理用OA機器等借上げ （事務所全体で56台）

◎職員構成

管 理 職	5 人
一 般 職	27 人
臨時職員	0 人
計	32 人

神奈川県	1 名
神奈川県国民健康保険団体連合会	1 名
計	2 名

※ 神奈川県及び国民健康保険団体連合会からの派遣職員
については、派遣元が人件費を負担。

科 目			事 業 名	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
款 ・ 項 ・ 目							
			財務・会計関係費	378,000	22,050	0	355,950
			電算システム関係費	81,670,000	22,820,799	58,849,201	0
	2 選挙費			10,000	380	0	9,620
		1 選挙管理委員会費	選挙管理運営費	10,000	380	0	9,620
	3 監査委員費			10,000	380	0	9,620
		1 監査委員費	監査委員費	10,000	380	0	9,620
	3 予備費			1,000,000	0	0	1,000,000
		1 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000
		1 予備費	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

事 務 事 業 実 績 効 果 等 の 説 明

◎電算システム関係費

職員ポータルシステム（一式）	文書管理システム
	財務会計システム
	電子決裁システム

神広監第12号
平成19年7月30日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 石 渡 徳 一 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高繁

監査委員 野村 敏行

平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

平成 1 8 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書
- (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 一般会計実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

第2 審査の期間

平成19年6月26日から同年7月24日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適性かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施し、例月現金出納検査を参考にして審査した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められた。

また、財産に関する調書については、該当がない旨の報告を受けた。

なお、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行され、その目的はほぼ達成されたものと認められた。

審査の結果の概要は、以下に述べるとおりである。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の審査

ア 概要

一般会計決算の概要は、次表のとおりである。（単位：円）

区 分	18年度
予 算 現 額	174,679,000
歳 入 A	174,685,369
歳 出 B	111,055,702
歳入歳出差引額（A－B） C	63,629,667
翌年度に繰り越すべき財源 D	58,849,201
実 質 収 支 額（C－D） E	4,780,466

本年度は、予算現額 174,679,000円に対し

歳 入 174,685,369円

歳 出 111,055,702円で

差引額は、 63,629,667円になっている。

この差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源58,849,201円（繰越明許費繰越額）を差し引いた実質収支は、4,780,466円で、これは純繰越金として翌年度に繰り越している。

イ 予算の執行状況

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。（単位：円・％）

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不 納 欠損額	収 入 未済額	執行率 C/A	構成比
分担金及び 負 担 金	170,941,000	170,940,928	170,940,928	0	0	100.0	97.9
諸 収 入	3,738,000	3,744,441	3,744,441	0	0	100.2	2.1
計	174,679,000	174,685,369	174,685,369	0	0	100.0	100.0

収入の主な内容は、広域連合を構成している35の市町村からの負担金で予算どおりの収入になっている。

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A－(B+C)	執行率 B/A	構成比
議 会 費	1,977,000	868,054	0	1,108,946	43.9	0.8
総 務 費	171,702,000	110,187,648	58,849,201	2,665,151	64.2	99.2
予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0	0.0
計	174,679,000	111,055,702	58,849,201	4,774,097	63.6	100.0

支出の主な内容は、各市町村から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、電算システム関係経費、広域連合事務所の維持管理経費である。

合計執行率が63.6%にとどまっている理由は、電算システム関係経費が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越されているためである。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しは、繰越明許費繰越額58,849,201円であり、この繰越しは適法であると認められた。

実 質 収 支 額

(単位：円)

歳入歳出差引額 (形式収支)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額
	継 続 費 遞次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
63,629,667	0	58,849,201	0	4,780,466

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成18年度中に公有財産、重要な物品、債権の取得はなく、また基金も設立されていない。

む す び

平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月から始まる新しい後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日に設立した県内の全ての市町村が加入する特別地方公共団体である。

平成18年度の主な業務は、新しい後期高齢者の医療制度の準備であり、予算は広域連合が発足した平成19年1月から3月までの3か月間の広域連合の運営上必要となる職員人件費などの経常的経費及び電算システムの構築に係る経費の必要額を計上している。

一般会計の歳入は主に、広域連合規約第17条の規定に基づき、共通経費として神奈川県内の35市町村の負担金をもって充て、予算の総額の内訳を構成市町村の均等割として負担割合を100分の10、被保険者数割と人口割をそれぞれ100分の45と定め、県内市町村と十分に協議し、調整のうえ編成している。

一方、歳出は、広域連合議会及び議会事務局の運営に係る議会費、広域連合の運営及び管理に関する経費及び広域連合事務局に各市町村から派遣されている職員の給与等の負担金並びに広域連合事務局内及び後期高齢者医療に関する電算システムに係る一般管理費、選挙管理委員会及び監査委員に係る経費、及び予備費を計上している。

次に、平成18年度の歳入歳出決算額は、歳入1億7,468万5,369円、歳出1億1,105万5,702円で、歳入歳出差引額は6,362万9,667円である。この額から翌年度に繰り越すべき財源5,884万9,201円を差し引いた実質収支額は478万466円である。

監査委員は、平成19年4月以降、毎月、例月現金出納検査を実施し、必要な勧告を行ってきた。

今後、後期高齢者医療制度の準備を進めていく中、業務の効率化を一層進めるとともに、限られた財源を最大限有効に活用していくため、更なる歳出の削減を行うなど、規律ある財政運営に努める必要がある。

同意第 3 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
議会の同意を求めることについて

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、
広域連合議会議員として次の者を神奈川県後期高齢者医療広域連合監査
委員に選任したいので、議会の同意を求める。

○ ○ ○ ○

平成 1 9 年 8 月 2 7 日提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

履 歴 書

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
職歴		

報告第 1 号

平成 1 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 1 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計の繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

平成 1 9 年 8 月 2 7 日提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

平成 1 8 年度

神 奈 川 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

一 般 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書 の 報 告

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	電算システム関係費	81,670,000 円	58,849,201 円

連合一般会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 58,849,201

議案書（平成十九年八月二十七日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合